

兵庫県公報

平成20年 6月13日 金曜日 第 1987 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
救急病院の認定（医務課）	1
救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
市営土地改良事業の計画変更同意（同）	3
道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	3
道路の供用開始（同）	4
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
市街地再開発組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	5
公 告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	5
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	9
特約業者の指定の取消し（税務課）	11
大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	11
選挙管理委員会告示	
平成20年兵庫県選挙管理委員会告示第8号の訂正	12

告 示

兵庫県告示第617号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 久野病院
所在地 神戸市西区神出町広谷623番地の16
認定年月日 平成19年5月9日
認定の有効期限 平成22年5月8日

兵庫県告示第618号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関より撤回された。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 湯村温泉病院
所在地 美方郡新温泉町湯923
撤回年月日 平成19年12月25日

兵庫県告示第619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年6月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 神戸市深谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	上 仲 良 一	神戸市北区八多町深谷34番地
同	岡 田 充 男	同 市同区八多町深谷548番地
同	高 森 泰 治	伊丹市春日丘2丁目136番地の3 春日丘アーバンコンフォートB - 413号
同	坂 上 寿 和	神戸市北区八多町深谷1330番地の2
同	西 井 公 博	同 市同区八多町深谷555番地の1
同	西 井 義 順	同 市同区八多町深谷88番地
同	藤 原 司 良	同 市同区八多町深谷913番地
同	藤 原 道 夫	同 市同区藤原台中町6丁目6番10号
同	松 林 芳 宜	同 市同区八多町屏風1179番地の5
同	松 原 幸 雄	同 市同区八多町深谷16番地
同	向 井 孝 史	同 市同区八多町深谷243番地
同	向 井 正 幸	同 市同区八多町深谷220番地の1
監事	西 明 一 男	同 市同区八多町深谷582番地
同	藤 原 壽 夫	同 市同区八多町深谷918番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	上 仲 良 一	神戸市北区八多町深谷34番地
同	岡 田 充 男	同 市同区八多町深谷548番地
同	高 森 泰 治	同 市同区八多町深谷121番地
同	坂 上 寿 和	同 市同区八多町深谷1330番地の2
同	西 井 公 博	同 市同区八多町深谷555番地の1
同	西 井 義 順	同 市同区八多町深谷88番地
同	藤 原 司 良	同 市同区八多町深谷913番地
同	藤 原 道 夫	同 市同区藤原台中町6丁目6番10号
同	松 林 芳 宜	同 市同区八多町屏風1179番地の5
同	松 原 幸 雄	同 市同区八多町深谷16番地
同	向 井 孝 史	同 市同区八多町深谷243番地
同	向 井 正 幸	同 市同区八多町深谷220番地の1
監事	西 明 一 男	同 市同区八多町深谷582番地
同	藤 原 壽 夫	同 市同区八多町深谷918番地

2 神戸市押部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大 中 基 史	神戸市西区押部谷町押部420番地
同	山 口 文 明	同 市同区押部谷町押部538番地
同	大 中 章 好	同 市同区押部谷町押部331番地
同	藤 田 幸 一	同 市同区押部谷町押部451番地
同	大 中 淳 一	同 市同区押部谷町押部611番地
監事	藪 内 秀 夫	同 市同区押部谷町押部599番地
同	小 林 明 宏	同 市同区押部谷町押部575番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大 中 章 好	神戸市西区押部谷町押部331番地
同	山 口 文 明	同 市同区押部谷町押部538番地

同	大 中 基 史	同	市同区押部谷町押部420番地
同	小 林 明 宏	同	市同区押部谷町押部575番地
同	藤 田 幸 一	同	市同区押部谷町押部451番地
監 事	大 中 淳 一	同	市同区押部谷町押部611番地
同	藪 内 秀 夫	同	市同区押部谷町押部599番地

3 神戸市宮前土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	戸 田 吉 則	神戸市西区平野町宮前65番地の2
監 事	小 西 孝 幸	同 市同区平野町宮前432番地

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	小 西 孝 幸	神戸市西区平野町宮前432番地
監 事	戸 田 義 博	同 市同区平野町宮前62番地2

兵庫県告示第620号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
加古川市	ため池等整備事業(一般型)	白助池地区	平成20年 6月13日から 同 年 7月 3日まで	加古川市役所

兵庫県告示第621号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
養父市	中山間地域総合整備事業 (一般型)	八鹿地区	平成20年 5月30日

兵庫県告示第622号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 6月13日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年 6月13日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 2 号	篠山市辻字宇古部809番 1 から 同 市上宿字柳下ノ坪341番 7 まで	旧	6.0から 17.0まで 13.0から 45.0まで	1848.0 1820.0	
		新	13.0から 45.0まで	1820.0	

兵庫県告示第623号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、平成20年6月15日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年6月13日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月13日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 丹波加美線	多可郡多可町加美区轟字大井戸山799番173 から 同 郡同 町加美区西山字沼田228番 1 まで	旧	10.0から 61.0まで	1946.0	予定地
		新	10.0から 61.0まで	1946.0	

兵庫県告示第624号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年6月13日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
森北(1)(1) (101010001)	神戸市東灘区森北町7丁目 芦屋市奥山(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
森(1) (101010006)	神戸市東灘区本山町森 芦屋市奥山(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
森(2) (101010007)	神戸市東灘区本山町森 芦屋市奥山(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民局県土整備部神戸土木事務所、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所、神戸市建設局公園砂防部緑地課及び芦屋市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第625号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、中山手地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
中山手地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通3丁目15番19号セントラルハイツ3階
- 3 施行地区
神戸市中央区中山手通3丁目及び下山手通3丁目の各一部
- 4 設立認可年月日
平成16年 8月20日
- 5 事業施行期間
組合設立認可公告の日から平成21年 3月まで
- 6 変更認可年月日
平成20年 5月29日

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成20年 5月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人コミュニティリンク
 - イ 代表者の氏名 細 谷 崇
 - ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市野上1丁目2番2号若葉荘207号室
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、NPO法人や社会起業家等に対して、中間支援組織や企業・行政と連携を図り、情報通信技術を活用した課題解決策の提案・提供事業や、情報通信技術に関する業務受託事業を実施することにより、NPO法人等が実施する事業の円滑な運営を促進し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

- 2 (1) 申請のあった年月日 平成20年 5月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ナチュラルSANO U
 - イ 代表者の氏名 大久保 義 一
 - ウ 主たる事務所の所在地 朝来市佐囊66番地138
 - エ 定款に記載された目的

この法人は広く一般の人々に対して、さのう高原全体の立地条件を活かしたスポーツ、自然体験等の交流事業を行うことにより、自然の豊かさ、素晴らしさ、不思議、脅威などの直接体感を通じて、人々の心身の健全な発達、育成及び環境保全等に寄与すると共に、高齢者をはじめとする地域住民に対して、

生活支援、福祉に関する事業を行うことにより、地域との交流を深め地域福祉の向上、活性化に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ローンボウルズクラブA L B C

イ 代表者の氏名 入江和俊

ウ 主たる事務所の所在地 明石市西新町3丁目15番10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県のローンボウルズ愛好家並びにローンボウルズに参加、体験を希望する人に対して、ローンボウルズの普及と技術向上に関する事業を行い、ローンボウルズの楽しさを体験してもらうことを通じて、地域社会でのふれあい促進、そして地域住民の健康増進と生き甲斐作りに寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人FC玉津

イ 代表者の氏名 産屋敷 富夫

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区玉津町水谷47番地の6

エ 定款に記載された目的

この法人は、年齢、性別、障害の有無やスポーツ経験、実績の有無に関係なく、スポーツに関わる活動へ積極的に参画する地域の人々に対して、スポーツ教育、スポーツ指導者・審判員の育成、スポーツサークル活動の支援と他スポーツ団体との交流、及びスポーツ大会の企画・開催に関する事業を行い、青少年の健全育成、並びに地域社会の発展と健康・福祉の増進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人CO

イ 代表者の氏名 前田 伸一

ウ 主たる事務所の所在地 小野市天神町80番地の501

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法に基づく事業及び福祉や介護に関する相談・助言・情報提供事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ネパール・ヨードを支える会

イ 代表者の氏名 熱田 親憲

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市野上2丁目4番16-206号

エ 定款に記載された目的

この法人は、ネパールを中心としたヒマラヤ山麓の農村に多く見られる風土病であるヨード欠乏症の人々に対して、昆布ミネラルカプセル等によるヨード補給に関する諸事業を行い、ヨード不足による風土病患者の治療と予防に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本ハンザキ研究所

イ 代表者の氏名 栃本 武良

ウ 主たる事務所の所在地 朝来市生野町黒川292番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、オオサンショウウオなどとそれらを取り巻く自然環境の保全及び復元を目指し、同様な主旨を有する個人や団体などと相互に交流及び協力を行いながら、調査・研究の推進、保全及び復元の技術の開発、学習の支援や人材育成、広報・交流活動並びに普及啓発等の事業を行い、生態系の保全と持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人室内合奏団 THE STRINGS
イ 代表者の氏名 森 左 介
ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区元町通3丁目9番15号大道ビル3F
エ 定款に記載された目的

この法人は、文化的社会を建設するために、地域住民、学生、生徒、児童等に対して、音楽の演奏、並びに音楽による情操教育の向上と普及を図るための事業を行い、また、高齢者医療福祉施設入所者に対して、音楽の演奏を通じて、生きがいの充実を図るための事業を行い、もって音楽文化の普及、発展、向上に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人LHネット
イ 代表者の氏名 田 上 哲 生
ウ 主たる事務所の所在地 姫路市伊伝居119番11号
エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して住宅施策に関する事業を行い、真の定住促進と遊休土地の有効活用を促進することで地域経済の活性化とまちづくりの促進を図り、高齢者が安心して生活できるコミュニティの構築に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人創作工房ゆう
イ 代表者の氏名 山 口 節 子
ウ 主たる事務所の所在地 姫路市北条宮の町109番2
エ 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人たちに対して、創作・表現活動を通じた社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、社会全体の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人live earth
イ 代表者の氏名 山 口 義 明
ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区港島中町6丁目8番2号ジャヴァビル2階
エ 定款に記載された目的

この法人は、世界各国の地域住民に対して環境保護活動を目的とした基金の資金を集める事業や環境保護に関する技術の開発供与、温暖化ガス削減技術指導などの事業を行い、地球環境の悪化防止に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人WOOD NOTE
イ 代表者の氏名 坂 田 学
ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市山崎町中広瀬40-6
エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、環境学習、自然有効利用、野生生物保護、商業動物や産業動物及び有害動物対策に関する事業を行い、自然環境を利用した地域活性化に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人淡路島の自然環境を守る会
イ 代表者の氏名 笹 田 美 次
ウ 主たる事務所の所在地 洲本市五色町鮎原吉田523番地
エ 定款に記載された目的

この法人は、主として淡路島全島に対して、竹林の整備による森林の再生を中心とした自然環境保全に関する事業を行い、地域の利益の増進に寄与すると共に、地域の活性化を図ることを目的とする。

14(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人全国解離性障害友の会

イ 代表者の氏名 松下 美穂

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区大橋町5丁目2番1-801号

エ 定款に記載された目的

この法人は、解離性障害の患者やその家族、周りの方々に対して、病気に関する情報提供や相談助言事業などを行うとともに、広く一般に病気に関する理解をすすめる事業を行い、患者のQOLの向上をめざし、1人ひとりが自分らしい人生を創り上げることのできる豊かな心をもつ市民社会の構築に寄与することを目的とする。

15(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人いくのライブミュージアム

イ 代表者の氏名 木原 真一

ウ 主たる事務所の所在地 朝来市生野町口銀谷521番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、朝来市生野町が有する風土や自然環境、生野銀山が育んだ歴史的資源や豊かな人的、文化的資源の伝承と活用を通じて、都市との交流を含めて多方面における地域コミュニティの活性化と人材育成を図ることにより、創造性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

16(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人夢の木

イ 代表者の氏名 山崎 敦子

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市東有岡1丁目18番地2

エ 定款に記載された目的

この法人は、児童福祉の理念に基づき、伊丹市及び近隣の保育を必要とする乳幼児や子育て中の親に対して、保育の場を提供し、保育事業、子育てに関する企画・運営事業、相談事業、調査研究、情報収集・提供、普及・啓発事業を行い、子どもたちが共に育ちあう喜びを知り、明るく生きいきと育ち、親が安心して子育てができるよう、地域における保育や子育ての向上に寄与することを目的とする。

17(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸ライフセービングクラブ

イ 代表者の氏名 山根 嘉樹

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区布引町2丁目1番18号

エ 定款に記載された目的

この法人は、海岸及び水辺を利用するすべての個人及び団体に対して、海岸をはじめとする水辺の環境保全、安全指導、監視・救助等を行うライフセービング活動及びその普及・発展に関する事業を行い、安全かつ快適な水辺の利用に寄与することを目的とする。

18(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人都市型農業を考える会

イ 代表者の氏名 弓削 忠生

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区山田町下谷上字西丸山5番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、食料自給率、食の安心安全はもちろんのこと、環境保全や景観保護を農家サイドから見つめなおし、「農業に対する理解の促進」、「食の重要性についての啓発」、「農による環境保全」、「農業文化の継承」、「都市型農業の可能性の探求」、「農業の資源循環・利活用施設の構築及び運用」に関する事業を行い、未来につながる持続可能な自立した次世代型農業の推進に寄与することを目的とする。

19(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人H A Bスポーツクラブ

イ 代表者の氏名 箕 新 吾

ウ 主たる事務所の所在地 明石市魚住町西岡1030番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、小中学生を中心に、スポーツの活動へ参加する地域の人々に対して、スポーツクラブの運営、スポーツの振興と普及及び指導力の向上に関する事業を行い、スポーツや地域活動を通じて青少年の心身の健全な育成と地域の活性化に寄与することを目的とする。

20(1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人国際メディカリスト協会

イ 代表者の氏名 山 本 剛 史

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中山寺1丁目11番16号

エ 定款に記載された目的

この法人は、セラピストに対して必要な知識と技術の向上に関する事業を行うと共に、一般市民に対してリラクゼーションの調査研究、情報提供事業を行うことにより、質の高い施術を提供できるセラピストを育成し、施術を受ける消費者に安心してリラクゼーションを提供することができる環境を構築することをもって、社会におけるストレス軽減及び健全で人々が健やかに暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人さわやか社会教育プラザ

イ 代表者の氏名 伊 藤 邦 生

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市湯本町11番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に阪神地域の青少年、女性、中高年などの一般市民に対して、能力開発、まちづくりの推進・生きがいづくり・生涯学習に関する講演・講習会などを行なうことによって、一人ひとりが精神的に豊かに成長するために、今やるべきことは何かを共に考え、だれもが健康で文化的な生活空間を築けるような市民社会の実現に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人政民連環環境整備協会

イ 代表者の氏名 梅 野 尚 徳

ウ 主たる事務所の所在地 南あわじ市倭文長田675番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、会員の特技、技能、経験、知識を活用し、行政・住民・市民活動団体・企業間の協力・連携を補佐し、具体的計画・設計並びにまちづくり推進のため関係者との調整等を行いながら、自然保護、環境問題の改善及びまちづくり等に関する調査研究及び提言の事業を行うことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人三木市手をつなぐ育成会

イ 代表者の氏名 湯澤 秀秋

ウ 主たる事務所の所在地 三木市口吉川町栢原150番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、知的発達に障害のある人たちをはじめとする、さまざまな障害のある人たちとその家族に対して、地域の中で自立・共生・安心の暮らしができるよう支援事業を行い、地域社会の活性化を図るとともに、障害者自身が積極的に社会参加し達成感のある暮らしを営むことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人愛の架け橋プロジェクト

イ 代表者の氏名 下中 明弘

ウ 主たる事務所の所在地 広島市安佐北区亀山南四丁目29番24号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本の青少年と共にアジア諸国への国際親善、国際交流、災害時の救援をはじめとし、難民支援、食糧支援、留学生支援に関する事業を行ない、もって国際協力、平和の推進と共に、日本と世界の架け橋となる人材を育み、公益の増進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人居場所づくり

イ 代表者の氏名 横江 登美男

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区御崎町1丁目1番14-103号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者をはじめ広く市民一般に対して障害者が自らの意志で地域での生活を目指す中でさまざまな問題に対して情報提供・カウンセリング、生活訓練、ヘルパー養成・派遣及び障害福祉普及啓発に関する事業を行うことで、障害者がその人らしい生活を円滑に続けられるようサポートすることを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成20年5月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人兵庫少年サッカー夢クラブ

イ 代表者の氏名 神田 章太郎

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区向洋町中一丁目9番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、サッカーの技術指導・競技会の開催・参加等を通して未来へ向う青少年達の持てる才能・可能性・向上心を十分発揮できるような環境を提供する。又、明るく積極的に魅力ある健全な体と心を持ち、国際人としての教養を合わせ持った青少年を育てると共に、地域一体となったスポーツの普及・振興に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人オーガニック・ライフ・コラボレーション

イ 代表者の氏名 福本 裕子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区森北町4丁目4番53号B-203号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域と地域住民に対して、「おやつの時間」(自分を取り戻す「ブレイクタイム」)の普及啓発、共育と食育によるライフスタイルづくり提案、国内外の自立支援、他団体との交流と情報発信に関する事業を行い、老若男女がより楽しく、そして各々が『オンリーワン』であり、自分らしく生きていくことと自分が自分を確立していく秩序の構築に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成20年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人環境カウンセラー会ひょうご
 イ 代表者の氏名 長 本 政 子
 ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市翠ヶ丘町20番16 - 312号
 エ 定款に記載された目的

この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、環境保全に関する幅広い分野で、調査研究及び教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体を対象に助言又は支援・協力を行い、環境保全の技術水準の高揚、地域環境等の向上、次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、健全なまちづくり、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)第161条の3第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消年月日
岩井石油 有限会社	明石市桜町 1 - 22	平成20年 3月 1日

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年 6月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称)ヤマダ電機テックランド姫路西店
 所在地 姫路市西延末字五反田123番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ヤマダ電機
 代表者の氏名 山 田 昇
 住所 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ヤマダ電機
 代表者の氏名 山 田 昇
 住所 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成21年 1月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 8,125平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 509台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 100台
 - (3) 荷さばき施設の面積

92平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

75立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前10時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所、入口1箇所、出口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後10時まで

8 届出年月日

平成20年 5月28日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年 6月13日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年10月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第24号

平成19年4月8日執行の兵庫県議会議員選挙に係る候補者藤本勝利の出納責任者から提出された選挙運動費用収支報告書に関し、当該出納責任者から訂正の届出があったので、平成20年兵庫県選挙管理委員会告示第8号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成20年 6月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩

平成20年兵庫県選挙管理委員会告示第8号の候補者藤本勝利に係る報告書の要旨第1回分の欄中

「主たる寄附	30,000円
(氏名団体名) (職業) (寄附額)	
民主党兵庫県参議院選挙区第3総支部	30,000円
今 回 計	2,055,000円
総 計	2,055,000円」

を

「主たる寄附	0円
今 回 計	2,025,000円
総 計	2,025,000円」

に改める。